

○日田市の後援名義等の使用承認に関する規程

平成12年12月15日

訓令第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する展示会、講演会、発表会等の行事について、主催者から後援、共催等の名義（以下「後援名義等」という。）の使用申請があった場合における承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 行事の趣旨に賛同し、当該行事の実施について、名義使用を許可する等外部的に支援すること。

(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、当該行事の実施について、他の団体と共同して責任の一部を分担すること。

2 後援と協賛の区分については、原則として後援名義を承認するが、特に主催者の要望があるときは、協賛名義を承認することができる。

(承認基準)

第3条 各部で分掌する事務に関し、行事の主催者から当該行事に対する後援名義等の使用申請が行われたときは、次の各号に掲げる承認基準に従って厳密に審査の上、後援名義等の使用を承認することができる。

(1) 主催者については、次に掲げるものであること。

ア 国の機関

イ 地方公共団体及びその機関並びにそれらの連合体

ウ 研究団体（国、県又は市指定のもの）

エ 新聞社、放送局等の報道機関

オ アからエまでに掲げるもののほか、主催者の存在及び基礎が明確で、事業遂行能力が十分あると判断される団体等

(2) 事業については、その目的及び内容が市の発展又は市の施策の推進に寄与すると認められ、かつ、公益性を有するものとし、次に掲げるものに該当しない

ものであること。

ア 公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれのあるもの

イ 宗教的又は政治的色彩を有しているもの

ウ 私的な利益を目的としているもの

(3) 行事に使用する設備等に関し、参加者の安全、衛生その他の必要な措置が講じられていること。

2 前項に定める基準のほか、必要に応じ、各部の事務事業の実情を勘案した具体的基準等を定め、又は行事の実施状況の把握等に必要な条件を付することができるものとする。

(共催行事の経費の負担)

第4条 行事の共催をするに当たって、市が当該行事に要する経費を負担することができる額は、予算で定めた額とする。

(申請手続)

第5条 後援名義等の使用申請をするときは、後援名義等使用申請書(別記様式)に必要事項を記入の上、行事の開始10日前までに市に提出しなければならない。ただし、共催等で市の実質的な支援を要する場合は、準備期間等を考慮した上で、これを早期に提出しなければならない。

(承認又は不承認の通知)

第6条 後援名義等の使用の承認又は不承認の決定したときは、当該行事の主催者に対して、その旨を記載した文書により通知するものとする。

(事業計画変更の手続)

第7条 行事の主催者は、申請時の行事計画を変更しようとするときは、あらかじめ市に申し出て、当該変更に係る計画内容について承認を受けなければならない。ただし、変更事項が軽易なものであるときは、この限りでない。

(承認の取消し)

第8条 後援名義等の使用の承認をした場合において、当該行事の内容、実施状況等が承認基準等に違反するものがあると認められるときは、遅滞なく当該違反の是正を求めるとともに、必要に応じて、文書により、当該承認の取消しをすることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、後援名義等の使用承認に関して疑義が生じたときは、その都度関係者と協議するものとする。

附 則

この訓令は、示達の日から施行する。

附 則（令和2年11月20日訓令第21号）

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

別記様式（省略）